

～法人マーケット開拓に役立つ～

学習塾

55

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P
 平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に2法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。
 【本原稿は同社スタッフ共著、代表執筆者 株式会社A.I.P 仙台支店 支店長 加藤啓昭】

学習塾のリスクマネジメント(パートII)

◇学習塾の特徴

文部科学省のデータによると、少子化の影響により子供の数は減少しておりますが、学習塾に通う子供の数は増加し、教育費は年々増加しているのが現状です。

政策の変更(脱ゆとり教育)により学習量が大幅に増加し補修需要が拡大したことが要因と考えられます。

業界の特徴としては資格や許可手続が不要で開業し易い、そのため小規模な学習塾が多く従業員9名以下の事業所が全体の80%以上を占めています。

また、業界では人件費、施設費、教材費・印刷費、広告宣伝費が固定費(4大固定費)の大半を占め、特に人件費と施設費の増加は損益分岐点売上高を押し上げる要因となり新規開業、店舗拡大等の場合には十分な事業計画と検討が必要になります。

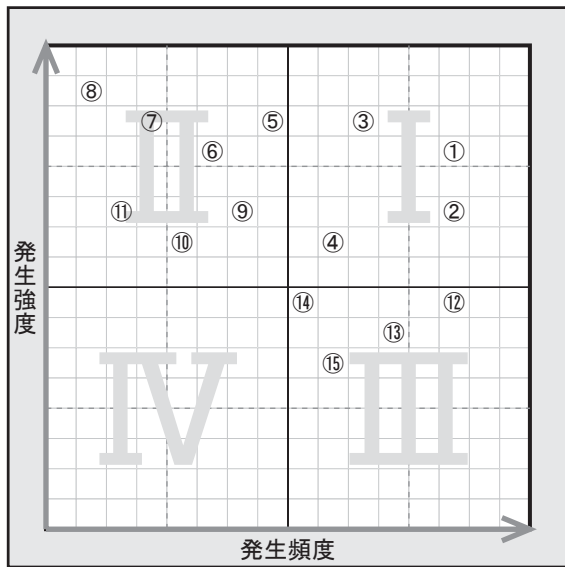
最近の傾向としては生徒の年齢層・個人レベルの他、個別指導や通信教育等多様なニーズに応えられる個別指導型の学習塾に人気が集まっているようです。

また、少子化(構造的な需要減少)の影響により市場規模縮小が止まらず、大学等の「全入時代」を迎えたことで推薦による入学が増加していることから、生徒の獲得競争は今後も激化が予想されます。

最終的には大手塾がM&Aや業務提携等を行い、国内での需要減少を補うため、日本で培われた独自のノウハウにより、若年人口や今後の経済成長が期待でき、生活水準が向上する新興国への進出が加速していくことが予想されます。

◇リスクマップの例

- I ①少子化
- ②新業態の躍進
- ③新規業者の参入
- ④講師の質の低下
- II ⑤交通事故(通塾専用バス)
- ⑥労働災害
- ⑦火災
- ⑧天災(地震・台風等)
- ⑨情報漏洩
- ⑩人気講師の引き抜き
- ⑪講師の事件事故(セクハラ等)
- III ⑫進学実績の低迷
- ⑬モンスターペアレンツ
- ⑭塾内でのケガ等(有過失)
- ⑮生徒同士のトラブル



◇学習塾の特徴的リスク

学習塾が抱える重大リスクとしては①少子化による生徒の減少や②新業態の躍進(IT、ネットを利用した遠隔教育等)の増加、地域の垣根を越えた③新規業者参入による競争激化が挙げられます。基本的に、学習塾は事業のスタートにあたっての資格や許可を必要としないため、参入障壁が低く、競合他社の増加による売上減少のリスクは非常に高いと考えられます。最近の傾向としては人気講師を広告塔としたメディアへの露出等が積極的に行われているため、⑩人気講師の引き抜きにも注意が必要となります。⑪は顧客流失や④講師の質の低下を招くだけではなく、生徒数が減少や⑫進学実績の低迷の要因となり、風評リスクや経営リスクへと発展する可能性が高くなります。

突発的な事件・事故で影響の大きなリスクとしては、⑦火災、⑧天災(地震・台風等)、⑥労働災害の他、⑪講師の事件事故(セクハラ等)が考えられます。通学用のバスを準備している場合は、生徒を乗せた状態で⑤交通事故(通塾専用バス等)や施設や業務遂行の問題から発生する⑭塾内でのケガ等(有過失)、⑮生徒同士のトラブル等も考えられるでしょう。学習塾においても生徒の成績や属性情報に関わるセンシティブな情報を扱う側面もあるため、⑨情報漏洩等のリスクにも対応が必要と考えられます。これらのリスクは間接的に風評被害をもたらす可能性もあるため注意が必要です。また、些細な出来事であっても、過剰な教育熱を持った⑬モンスターペアレンツが自己中心的で理不尽な要求を繰り返すことも考えられます。

◇学習塾の具体的リスク対策

地域(面)を営業領域としている場合、少子化の進行はその範囲を広範囲にしていく必要があります。生産性や収益性向上のためには、ITを活用したマーケティングや顧客管理が必要となり、地域毎の出生数と転入・転出の実態を把握(人口調査)することで戦略を練る必要があります。地域によっては、公立の小中学校と連携することで生徒を確保するケースも出てきているようです。また、近年においてはITを活用した通信教育(在宅・オンデマンド)や、データベースに基づいた個別指導等の新しいビジネスモデルを持った新規業者の参入が増加しています。それらに対抗するためには、差別化要素を鮮明にするため、独自性のあるオリジナルカリキュラムや講師の育成を通して実績により競争優位性を保つことが重要でしょう。

基本的に、学習塾は前金制であり、入塾時には入塾金があるため、資金繰り的には比較的楽な業態であることから、進学実績が低迷する等のケースに備えて、引当金や積立金を蓄えることが必要と言えます。突発的に資金繰りを狂わせる要素としては塾内で発生する事件・事故が考えられます。特に教師が加害者となり、生徒が被害者となるセクハラやパワハラ、暴力事件等は大きなダメージにつながるため、注意が必要です。小規模な塾においては、一人の講師、一人の生徒の影響によって大きく生徒数が増減することも考えられるため、講師採用時・生徒入塾時のチェックをしっかりと行う必要があるでしょう。

◇学習塾における保険活用

学習塾においては他の業態より保険でカバー出来るリスク項目は比較的少なく、保険活用の対象としては建物や人材となり、⑦火災や⑧地震のリスクに対して自己所有の建物等がある場合は火災保険、賃貸物件の場合は借家人賠償責任保険等が必須と考えられます。

有事の際でも生徒と講師が健在であれば、事業継続を左右する問題には発展しない場合が多いと考えられ、緊急地震速報の設置や緊急時対応の体制整備等によって生徒や講師陣の被害を最小限に抑える体制を構築することで、生徒の安全性を強調してイメージアップを図り、事故発生時の売上減少リスクを減らし、最終の移転手段として利益保険(休業保険)を活用することで賃金や家賃等の固定費の支払いを守ることが出来ます。

⑥労災事故等により大きな事故につながる可能性は比較的低いと考えられますが、受験シーズンの過重労働や精神疾患等による安全配慮義務違反に備えて使用者賠償責任保険の提案は行うべきでしょう。一定規模の塾であれば通塾用のバスにおける、⑤交通事故に備え、自動車保険は欠かせません。近年では生徒の成績や属性情報に関わるセンシティブな情報を扱うため、⑨情報漏洩リスクに対する個人情報漏洩保険も提案すべきでしょう。

専用商品として塾総合保険(施設賠償責任、監督者責任、傷害補償の往復途上危険)の活用によって塾特有の突発的なリスクに対する対策は必要ですが、重大リスクは保険でカバーできないリスクが多いため、計画的な資金計画に基づく保有対策が非常に重要になってくると思われます。

大企業も接待飲食費の50%が損金算入に

国稅庁、FAQを公表

社内飲食費やゴルフ接待での飲食費等は対象外

国稅庁では、このほど、平成26年度税制改正で法人の交際費等の損金算入に関する規定が改正されこの4月1日以後に開始される事業年度から適用されたことを受け、「接待飲食費に関するFAQ」を公表した。「改正の概要」をはじめ、「飲食費の範囲」「飲食費に該当しない費用」などを解説している。今回は同FAQのポイントとなる部分を紹介する。

◇改正の概要

改正前における交際費等の損金不算入制度は、中小法人以外の法人へ支出する交際費等の全額が損金不算入、中小法人へ支出する交際費等の額のうち年800万円(以下「定額控除限度額」)を超える部分の金額が損金不算入とされていた。

平成26年度税制改正では、この交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を平成28年3月31日まで2年延長するとともに、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(社内飲食費を除く。以下「飲食費」)であって、帳簿書類に飲食費であることについて所定の事項が記載されているもの(以下「接待飲食費」)の額の50%に相当する金額は損金の額に算入することとされた。

なお、1人当たり5,000円以下の飲食費で書類の保存要件を満たしているものについては、従前どおり、交際費等に該当しないこととされている。

また、中小法人については、接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と、従前どおりの定額控除限度額までの損金算入のいずれかを選択適用することができる。

これらの改正は、法人の平成26年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

◇飲食費の範囲

次のような費用は、社内飲食費に該当するものを除き、飲食費に該当する。

- 自己の従業員等が得意先等を接待して飲食するための「飲食代」
- 飲食等のために支払うテーブルチャージ料やサービス料等
- 飲食等のために支払う会場費
- 得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、弁当の差入れを行うための「弁当代」
- 飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物の持ち帰りに要する「お土産代」

◇飲食費に該当しない費用

- 一方、次に掲げる費用は飲食費に該当しない。
- ゴルフや観劇、旅行等の催事に際しての飲食等に要する費用
- 接待等を行う飲食店等へ得意先等を送迎するために支出する送迎費
- 飲食物の詰め合わせを贈答するために要する費用

◇社内飲食費に該当しない費用

自社の役員、従業員(これらの者の親族を含む)に該当しない者に対する接待等のために支出する飲食費等であれば、社内飲食費には該当しない。したがって、例えば次のような費用は社内飲食費に該当しない。

- 親会社の役員等やグループ内の他社の役員等に対する接待等のために支出する飲食費
- 同業者同士の懇親会に出席した場合や得意先等と共同で開催する懇親会に出席した場合に支出する自己負担分の飲食費相

当額

◇自社から親会社へ出向している役員等に対する接待等のために支出する飲食費

出向者については、その者が出向先法人の役員等の立場で飲食等の場に出席したか、出向元法人の役員等の立場で出席したかにより判断する。例えば、出向者が出向先である親会社の役員等を接待する会合に親会社の役員等の立場で出席しているような場合の飲食代は社内飲食費には該当せず、出向者が自社の懇親会の席にあくまで自社の役員等の立場で出席しているような場合などは社内飲食費に該当することとなる。

◇帳簿書類への記載事項

接待飲食費については、所定の事項を帳簿書類に記載することとされており、具体的には次のような事項を記載する。

- 飲食費に係る飲食等(飲食その他これに類する行為をいう。以下同じ)のあった年月日
 - 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係(※)
 - 飲食費の額ならびにその飲食店、料理店等の名称およびその所在地
 - その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項
- ※原則として、相手方である社外の得意先等に関する事項を「〇〇会社・□□部、△△◇◇(氏名)、卸売先」というように相手方の氏名や名称の全てを記載する必要がある。ただし、相手方の氏名の一部が不明の場合や多数参加のような場合には、その参加者が真正である限り、「〇〇会社・□□部、△△◇◇(氏名)部長他10名、卸売先」という記載であっても差し支えない。

知ってトクする -770-

税務情報

